



特集

地域で見守る・みんなで防ぐ子どもの虐待



11月は、児童虐待防止推進月間です

虐待は、だれにでもどの地域でも起こりうる可能性があります。

ただ、だれも「悪意をもって」虐待しているとは限りません。子育て、介護をしている家族等が心身ともに疲労し、追い詰められ、その結果、自覚のないままに虐待をしてしまっていることが少なくありません。

近所の家から子どもの泣き声が聞こえるなど「ひょっとして虐待では」と思ったとき、あなたはどのような行動をしますか。

「勘違いかもしれない」「できればかわりたくない」などと相談や通報をためらってはいないでしょうか。

あなたの気づきと勇気ある行動が子どもたちの笑顔を守ります。子どもへの虐待に気がついたら、迷わず、児童相談所等へ連絡してください。

早期発見・早期対応が虐待を受けている人だけでなく、虐待をしている家族等が抱える問題の解決にもつながります。

身体的虐待

- ・ 殴る、蹴る、たたく
- ・ 首を絞める、激しく揺さぶる
- ・ 家から閉め出す

など



性的虐待

- ・ 子どもへの性的行為
- ・ 性的なものを見せる
- ・ 児童ポルノの被写体にする

など

ネグレクト(育児の放棄)

- ・ 家に閉じ込める、屋内の一室に閉じ込める
- ・ 食事を与えない
- ・ 病気になっても病院に連れて行かない
- ・ 何日も風呂に入れないなど、ひどく不潔にする

など

心理的虐待

- ・ 言葉による脅し
- ・ 無視
- ・ 子どもの前で家族への暴力(DV)

など

家庭内DVは児童虐待につながる

「ドメスティック・バイオレンス(DV)」とは、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」です。家庭内DVが子どもに及ぼす影響は、親が思っているよりも重大なものです。

DV加害者が配偶者や恋人だけでなく、その子どもに対してまでも暴力を振るっているケースは決して少なくありません。また、DV被害者が子どもに対して暴力を振るったり、暴言を吐いたりすることもあります。

「暴力でコントロールすれば解決できる」と子ども自身も家庭環境の中で学んでしまうため、暴力が次世代にまで連鎖してしまう可能性があります。

それだけでなく、子どもが日常的に暴力の目撃者となることから、子どもは常に緊張感や恐怖感にさらされることになり、健全な成長が妨げられる恐れがあります。



困ったときは、身近な子育て相談機関を利用しましょう

◎保健センター・子育て支援センター / 子どもとお母さんに関する問題に専門的な指導を行っています。

◎保育所・保育園 / 育児に関する悩みなどにアドバイスをしています。

◎児童委員(主任児童委員) / 家庭への相談や援助などを行っています。



気づいてください 親と子のSOSサイン 気づいたら189に電話を

虐待を受けている子どもやその親は、何らかのサインを出しています。周囲に気になる子育て家族がいたら、次のような様子がないか気に留めてみてください。

子どもの様子

- ・不自然な傷やあざがある
- ・いつも服装や身体が不潔
- ・食事時や夜間、寒い日でも家の外にいる
- ・夜遅くまで外で遊んでいて、家に帰りがたらない
- ・笑顔が少なく、喜怒哀楽の表情が乏しい
- ・性に対する極端な関心や拒否感が見られるなど



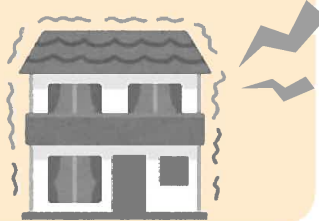
親(保護者)の様子

- ・近所や地域の中で孤立している
- ・頻繁に子どもを家に残して外出している
- ・子どもが病気やケガをしていても医者に見せない
- ・子どもや家族への不満をよく口にしているなど



家庭の様子

- ・毎晩のように長時間子どもの泣き声が聞こえる
- ・親の怒鳴り声や物を投げつけるような音がする
- ・子どもがいるのに、姿を滅多に見ないなど



児童虐待防止法により虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、市区町村や児童相談所などに通報することが義務付けられています。

相談・通報するときは

子ども虐待に関する相談や通報をするときは、次のポイントをまとめておきましょう。

- 虐待またはその可能性があった日時
- 子ども・保護者の情報
(氏名・年齢・性別・住所など)
- 虐待の恐れがあったと思った状況
(誰が・どこで・どのように)

児童相談所
全国共通ダイヤル
☎189

- 平日
すこやかセンター内福祉課
- 土曜・日曜・祝日および夜間
(宿日直対応) 飛島村役場
- 24時間対応
海部児童・障害者相談センター
☎25-8118

相談・通報をためらっていませんか

- ・通報の際は、匿名でもかまいません。通報者のプライバシーは、守られます。
- ・ご近所なのでトラブルになっては困ると心配されることもありますが、身近な人からの通報が虐待防止には重要です。また通報者を特定できるような情報は漏らしません。
- ・虐待かどうかの判断は、連絡先の相談機関が行います。情報が間違いであっても罰せられることはありません。



通報した後は どうなるの？

相談・通報を受けたあとは、次のような対応を行います。

①情報の収集

関連機関と連携し、子どもの状況を確認します。

②子どもの安全確保

子どもの置かれている状況を確認します。

③保護や支援などの 対応を判断

在宅での指導・支援または施設での保護などの判断をします。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課